

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第31号

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準)</u></p> <p><u>第4条の2</u> 法第47条第1項第1号の規定により条例で定める基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で定める基準とする。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(指定居宅介護支援事業者の指定に係る条例で定める者)</u></p> <p><u>第6条の2</u> 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p><u>(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準)</u></p> <p><u>第6条の3</u> 法第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準で定める基準とする。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(合議体)</u></p>

改正前	改正後
	第12条の2 法第189条第3項の合議体を構成する委員の定数は、 <u>3人とする。</u>

第2条 佐賀県介護保険法施行条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準)</p> <p>第4条の2 法第47条第1項第1号の規定により条例で定める基準 該当居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準は、<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で定める基準とする。</u></p> <p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 略 (指定居宅介護支援事業者の指定に係る条例で定める者)</p> <p>第6条の2 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。 (指定居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準)</p> <p>第6条の3 法第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準は、<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準で定める基準とする。</u></p>	<p>(基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準)</p> <p>第4条の2 法第47条第1項第1号の規定により条例で定める基準 該当居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>第3条第1項第1号及び第2号の規定を準用する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で定める基準とする。</u></p> <p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 略 (指定居宅介護支援事業者の指定に係る条例で定める者)</p> <p>第6条の2 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、<u>法人（第5条第1項各号に掲げる法人を除く。）とする。</u> (指定居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準)</p> <p>第6条の3 法第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>第3条第1項第1号及び第2号の規定を準用する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準で定める基準とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年6月1日から施行する。